

平成28年3月

大磯町立小・中学校の保護者 様

大磯町教育委員会

学校と警察との相互連携に係る協定について（お知らせ）

大磯町教育委員会では、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及びさらなる健全育成をめざし、神奈川県警察本部と「学校と警察との相互連携に係る協定」を結び、平成28年4月1日から運用することとなりましたのでお知らせします。

この協定に基づく連携とは、児童・生徒や学校、保護者が悩んでいる事例において、学校と警察が情報を共有することで事例の早期解決につながりやすいと判断した場合が対象となります。これにより、保護者・学校・警察が一体となった充実した支援体制が構築されます。

◆連携が必要と判断される場合とは

- ・警察の専門的な知識や支援が大いに役立つ場合
- ・児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合
- ・警察の保護や安全確保が必要と判断される場合

◆情報を共有する具体例

- ・犯罪行為等に関すること      ・いじめ、児童虐待等に関すること
- ・非行集団（暴走族等）に関すること      ・薬物乱用防止等に関すること
- ・児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれがあること

○この連携は、保護者と学校が繰り返し該当児童・生徒へ指導を行い、それでも解決に至らない事例について、校長が警察との連携が必要と判断した場合に、教育委員会との協議・承認を経てから行うものです。

○実際の連携については、『児童・生徒の健全育成を推進する連絡票』を使用して、学校と警察が相互に行います。

○『児童・生徒の健全育成を推進する連絡票』は、1年間（作成日の年度の翌年度末まで）保存し、その後確実に廃棄します。

【連絡票の内容】

◎子どもの氏名・住所      ◎事例の概要      ◎事例に対する支援の内容

学校、教育委員会では、児童・生徒の健全育成に一層の努力をしてまいります。今後とも保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

大磯町教育委員会教育部学校教育課

電話 61-4100